

報告第12号

令和3年度小田原市水道事業会計予算 繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、
小田原市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年5月24日提出

小田原市長 守屋輝彦

令和 3 年 度 小 田 原 市 水 道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	荻窪配水管更新事業	206,048,250	76,609,050	129,439,200
		米神配水池緊急遮断弁更新工事	15,700,000		15,700,000
計			221,748,250	76,609,050	145,139,200

地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額
1 水道事業費	1 営業費用	高田浄水場中河原 1 号 送水ポンプほか修理工事	26,800,000		26,800,000
計			26,800,000		26,800,000

事業会計予算繰越計算書

(単位 円)

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金			
		129,439,200			本工事は、老朽管の更新工事ではありますが、路面復旧に不測の日数を要したため、年度内の完成が不可能になったものであります。
		15,700,000			本工事は、緊急遮断弁の更新工事ではありますが、機器の製作に不測の日数を要したため、年度内の完成が不可能になったものであります。
		145,139,200			

(単位 円)

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金			
		26,800,000			本工事は、送水ポンプの分解整備工事ではありますが、部品の手配に不測の日数を要したため、年度内の完成が不可能になったものであります。
		26,800,000			

建設改良費

事業名 荻窪配水管更新事業

科目	節	予算計上額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌年度繰越額
(款) 1 資本的支出	負担金	4,000,000	1,341,000	2,659,000
(項) 1 建設改良費				
(目) 2 配水施設整備事業費	工事請負費	202,048,250	75,268,050	126,780,200
計		206,048,250	76,609,050	129,439,200

事業名 米神配水池緊急遮断弁更新工事

科目	節	予算計上額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌年度繰越額
(款) 1 資本的支出	工事請負費	15,700,000		15,700,000
(項) 1 建設改良費				
(目) 4 施設改良費				
計		15,700,000		15,700,000

事業名 高田浄水場中河原1号送水ポンプほか修理工事

科目	節	予算計上額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌年度繰越額
(款) 1 水道事業費用	修繕費	26,800,000		26,800,000
(項) 1 営業費用				
(目) 1 原水及び浄水費				
計		26,800,000		26,800,000

資料

等繰越調書

(単位 円)

財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要する たな卸資産の購入限度額
企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金		
		2,659,000		
		126,780,200		
		129,439,200		

(単位 円)

財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要する たな卸資産の購入限度額
企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金		
		15,700,000		
		15,700,000		

(単位 円)

財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要する たな卸資産の購入限度額
企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金		
		26,800,000		
		26,800,000		